

地方独立行政法人岡山県精神科医療センター
令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果

令和3年7月

岡山県

目 次

1	評価対象法人の概要	1
2	評価の実施根拠法	1
3	評価の対象	1
4	評価の趣旨及び評価者	1
5	評価方法の概要	2
	(1) 評価基準	2
	(2) 評価の手法	2
6	評価結果	2
	(1) 総合的な評定	2
	(2) 中期計画の各項目ごとの評定	3
	Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上	3
	Ⅳ 業務運営の改善及び効率化	3
	Ⅴ 財務内容の改善	4
	Ⅵ その他業務運営に関する重要事項	4
	(3) 評価結果等の業務運営への活用状況	5
	(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する 勧告等	5

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの令和2年度に係る業務の実績に関する評価結果

1 評価対象法人の概要

- (1) 法人名等 岡山市北区鹿田本町3番16号 地方独立行政法人岡山県精神科医療センター 理事長 中島 豊爾
- (2) 設立年月日 平成19年4月1日
- (3) 設立団体 岡山県
- (4) 資本金の額 1,202,336,883円
- (5) 中期目標の期間 平成29年度から令和3年度（第3期）
- (6) 目的及び業務

ア 目的

精神障害者の医療、保護及び発生の予防並びにこれらに必要な研究を行うことを目的とする。

イ 業務

- (ア)精神科及び神経科に関する医療を提供すること。
- (イ)精神科及び神経科に関する医療の調査及び研究を行うこと。
- (ウ)精神科及び神経科に関する医療技術者の研修を行うこと。
- (エ)前各号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2 評価の実施根拠法

地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第28条

3 評価の対象

令和2年度における地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの第3期中期計画（平成29年度から令和3年度）の進捗状況

4 評価の趣旨及び評価者

(1) 評価の趣旨

地方独立行政法人法の規定に基づき、地方独立行政法人岡山県精神科医療センター（以下「岡山県精神科医療センター」という。）が、岡山県内の精神科医療の中核病院として、他の医療機関の模範となるような業務運営が行えるよう、業務の質の向上、業務運営の効率化、透明性の確保等について自主的、継続的な見直し及び改善を促すことを目的に、業務の実績評価を行う。

(2) 評価者

知事

5 評価方法の概要

(1) 評価基準

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準

(2) 評価の手法

地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの自己評価の結果を活用する間接評価方式

6 評価結果

(1) 総合的な評定

知事は、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人岡山県精神科医療センターの業務の実績に関する評価の実施基準により自己評価し提出した「令和2年度に係る業務の実績に関する報告書」を適正な評価と認め、次のとおり評定した。

岡山県精神科医療センターは、「人としての尊厳を第一に安全・安心の医療をめざす」ことを理念とし、「人権を尊重し、利用者の方々の視点に立った良質な医療の提供」、「地域や関係機関との連携をすすめ、患者の社会参加への積極的支援」、「快適な治療環境の提供」、「精神科医療水準の向上」、「公的病院の責務を果たし、健全で透明性の高い病院運営」に努めることとしている。

令和2年度においても、職員が一丸となって機動的・戦略的な運営が行われていると認められる。

特に、精神科救急医療において、24時間365日の救急対応を実施し、県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められるアルコール・薬物・ギャンブル等依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、民間では複雑で対応困難な分野においても、地方独立行政法人として、公的な役割を担い、全体としての精神科医療向上に資するよう取り組みながらも、高い水準での財務内容の健全性を維持していることを積極的に評価するものである。

また、新型コロナウイルス感染症への対応に当たり、個人防護服（PPE）の着脱研修を全職員に受講させるとともに、感染症の専門医を招聘した感染症診察の技術向上のための研修会を実施するなど院内感染対策の徹底を図った。また、岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、精神疾患のある新型コロナウイルス感染症患者への対応を行った。

さらには、長期入院患者等の地域移行・地域定着を推進するため、在宅支援部内の相談支援事業所に専任の看護師を配置するなど、より患者のニーズに沿った支援ができるよう在宅支援サービスを充実させた。

最小項目別評価の結果をみると、令和2年度中の計画に掲げられた53項目中、評点4（年度計画を十分に達成）が42項目、評点3（年度計画を概ね達成）が11項目と、約8割が評点4でありかつ、いずれも評点3以上という高い水準である。

以上、全体として、岡山県精神科医療センターが地方独立行政法人のメリットを生かし、前年度に引き続き、様々な改革を着実に実行に移している状況が十分

見受けられたことから、令和2年度の業務の実績における第3期中期計画の進捗は、優れて順調と評定する。

なお、岡山県精神科医療センターは地方独立行政法人として公的な使命を有しており、県内精神科医療の中核病院としての役割を果たし、医療の質の向上を図りつつ、引き続き、県民のニーズを十分に考慮した運営が行われることを望む。

(2) 中期計画の各項目ごとの評定

Ⅲ 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

職員が一丸となって地方独立行政法人のメリットを生かしながら様々な改革を継続し、良質で高度な精神科医療の獲得とその実施、及び関係機関と連携した県全域での困難事例等への対応等において、着実な取組と期待以上の成果が見受けられる。

ウ 評価した項目

① 項目数 37項目

② 特筆すべき項目

- ・他機関と連携した国等の研究事業への参加や多くのモデル事業を受託することで、精神科医療における診断・治療法等、質の高い医療提供に努め、また各種研修会の開催や実習生の受入れ等により県内精神科医療の向上を図った。
- ・県民がいつでも緊急診察が受けられるよう、「決して断らない病院」として、24時間365日の精神科救急患者の受入れを行い、前年度以上の休日・夜間の患者受入れを行った。
- ・岡山県新型コロナウイルス感染症対策本部と連携し、精神疾患のある新型コロナウイルス感染症患者への対応を行った。
- ・医療の質及び安全の確保を図るため、个人防护服（PPE）の着脱研修を全職員に受講させるとともに、感染症の専門医を招聘し、感染症診療の技術向上のための研修を行った。
- ・相談支援事業所に専従看護師を配置する等、在宅支援体制を強化し、障害福祉サービスの活用等により、長期入院患者の地域生活への移行を促進した。

Ⅳ 業務運営の改善及び効率化

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

医療の質の向上を図りながら、各種制度変化への迅速な対応と業務運営の不断の見直しを実施することで、効率的な業務運営を推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 8項目

② 特筆すべき項目

- ・令和2年度診療報酬改定の影響を事前に調査し、迅速かつ適切な対応を行った。また、算定可能な診療報酬に即時対応し収入増を図った。
- ・日本病院会Q I、全国自治体病院協議会Q I、NCNP（国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター）主導のPECO（精神医療の見える化プロジェクト）に参加し、その指標を導入することで医療の質の向上のために取り組んだ。

V 財務内容の改善

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

経常収支比率等の経営管理指標が良好な水準にあり、県内の精神科医療の中核病院としての役割を果たしつつ、財務内容の健全性を維持した。

ウ 評価した項目

① 項目数 2項目

② 特筆すべき項目

- ・未収金対策などの収入確保に努めるとともに、長期入院患者の地域移行を促進し、新規の入院患者や救急入院患者を多く受け入れたことで、入院収益の増加を図った。

区 分	平成30年度	令和元年度	令和2年度
経常収支比率（経常収益／経常費用）	105.6%	104.8%	109.4%
医業収支比率（医業収益／医業費用）	93.6%	93.2%	94.5%
人件費比率（総人件費／医業収益）	78.1%	77.9%	77.5%

VI その他業務運営に関する重要事項

ア 評定

中期計画の進捗状況は優れて順調

イ 理由

ワークライフバランスに配慮した勤務形態の見直しや超過勤務の管理、有給休暇の取得を促進し、職員の心身の健康面に配慮した働きやすい職場環境づくりを推進した。

ウ 評価した項目

① 項目数 6項目

② 特筆すべき項目

- ・地域手当の適用、特別休暇の付与等、「同一労働・同一賃金」に基づき、正職員と短時間労働者及び有期雇用労働者との格差を改善した。
- ・仕事と生活の調和を図りながら効率的に働くことができるようフレックスタイム制を導入するなど、労働環境の向上を図った。
- ・個人情報保護に関する研修会を実施し、職員の個人情報に対する意識の強化を図った。

(3) 評価結果等の業務運営への活用状況

精神科救急医療において県内で中心的な役割を担っているほか、医療従事者の手厚い配置が必要である児童・思春期精神科医療、高い専門性が求められる依存症医療、公的病院が設置することとされる司法精神入院棟の運営など、地方独立行政法人として公的な使命を果たしつつ、医療の質の向上に努めた。

(4) 地方独立行政法人岡山県精神科医療センターに対する勧告等

該当なし